

老後を支える 国民年金

老後は年金が頼り

みなさんは、老後の生計をどのように考えていますか。貯蓄を使う、子にめんどろを見てもらう...。誰も自分の寿命を予想できないので、必要な貯蓄額を事前に知ることはできません。予想を超えるインフレにより貯蓄の目減りが生じることもあります。

子の世話にならうと考えていても、核家族化や若者の都会への集中などにより、老親と子とは別世帯になることが多く、子の扶養に頼ることが難しくなっています。また、子（とその配偶者）に頼る不安定性や気兼ね・トラブルなども考えられます。

したがって、高齢者が独立した生計を維持するには、定期的な収入である公的年金が不可欠です。公的年金は、現役世代が保険料を納付し、そのときそのときの高齢者世代を支える仕組みです。これは、個人がしていた老親の扶養・仕送りを、社会全体の仕組みに広げたものなのです。誰もが安心して老後の生活を送れるよう、みんなが年金制度を維持しましょう。

Q 年金で何が受けられる？

国民年金は、よく知られている老齢年金のほか、障害などの場合にも年金がもらえます。**老齢基礎年金** 保険料を25年以上納めた人が、原則65歳から受給

年額 79万4,500円(40年納付した場合の満額)

障害基礎年金

国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態になったときに受給(保険料の納付要件あり)

年額 障害等級1級 99万3,100円、2級 79万4,500円

遺族基礎年金

国民年金加入中または受給中に亡くなったとき、保険料の納付状況に応じて、その人により生計を維持されていた子の妻や子が受給

年額 102万3,100円(子が1人いる妻の場合)

Q 保険料は免除される？

所得が低いいため保険料納付が困難な人は、免除が受けられる場合があります。

全額免除 月額1万3,580円

半額免除 月額6,790円

また、失業中の人も離職票を付けて申請すれば、免除を受けられる場合もあります。

全額免除・学生納付特例の追納額

平成18年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料

全額免除を受けた年度	追納額の内訳		追納額
	保険料	加算額	
平成10年度	13,300円	2,490円	15,790円
平成11年度	13,300円	1,890円	15,190円
平成12年度	13,300円	1,300円	14,600円
平成13年度	13,300円	740円	14,040円
平成14年度	13,300円	200円	13,500円
平成15年度	13,300円	0円	13,300円
平成16年度	13,300円	0円	13,300円

Q 学生も納付義務？

学生の前年の本人所得が18万円以下の場合、申請して承認されれば、10年以内の追納を条件に保険料納付が猶予されます(学生納付特例)。老齢基礎年金の受給額が減ることなく、猶予中も障害基礎年金と遺族基礎年金の受給資格があります。

ただし、期間は次の6月まで、その後は再申請が必要です。免除を受けたままでは、将来受け取る老齢基礎年金受給額が減りますが、10年以内に追納額を納めると満額受け取れることもできます。

20歳になったら加入！ 退職したら加入！

20歳になったら、厚生年金などに加入している人やその人に扶養されている配偶者以外の人は、国民年金に加入してください。誕生月の前月に加入案内が届きますので、市役所で加入手続きをしてください。学生は、学生納付特例の申請もできます。加入すると、年金手帳が後日郵送されますので、大切に保管しておいてください。



また、60歳前の人は、退職後に国民年金に加入してください。長い間加入しないしていると、受給額が下がり、障害基礎年金が受け取れなくなることもあります。



問い合わせ先 保険年金課(市役所1階5番窓口) ☎32・2072、保険料納付・納付相談は津山社会保険事務所 ☎22・7116

ひと・ふれあい講演会

とき:12月17日(土)午後1時30分～3時
を考える～親や地域の役割は何か～
問い合わせ先:社会教育課☎32-2119

ところ:久米体育館(中北下) 演題:子どもの人権
講師:尾木直樹さん(教育評論家) 参加費:無料